

## 日本航空等に対する買取決定について

2010年3月26日  
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者らについて、株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行っておりましたが、現在東京地方裁判所に係属している対象事業者らの会社更生手続において、今後管財人より提出される更生計画案が可決され、更生計画認可決定が確定することを前提として、機構法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。（下記の対象事業者らについては、機構法による手続上は、すべての関係金融機関等から下記①・②の申込みを受けたことによって、買取決定を行うための要件を満たしていると判断しましたが、債権買取の実行は、更生計画認可決定が確定することを条件とします。）。

- ①対象事業者らの更生計画において定められた対象債権に対する弁済額総額を申込価格とする関係金融機関等から機構への債権の売却
- ②対象事業者らの更生計画に従って債権の管理又は処分を受けることに対する関係金融機関等の同意

機構は、対象事業者らの会社更生手続における管財人として、引き続き、更生計画の策定を行い、対象事業者らの再生を支援して参ります。

### 1. 対象事業者らの氏名又は名称

株式会社日本航空、株式会社日本航空インターナショナル及び株式会社ジャルキャピタル（以下「対象事業者ら」という。）

### 2. 買取決定に係る金額等

対象事業者らの債権（関係金融機関等が有する更生債権等）の元本総額

710,318百万円 (A)

うち買取り（上記①）に係る債権の元本額

190,853百万円 (B)

うち同意（上記②）に係る債権の元本額

519,465百万円 (A-B)

※上記の額は、支援決定時の債権残高（相殺前）を示したものであり、更生手続における債権調査等の結果、変更されることがあります。

また上記①又は②の申込みは、更生計画認可時点までに、①及び②の範囲内において

変更される可能性があるため、買取り（上記①）に係る債権の元本額及び同意（上記②）に係る債権の元本額は、今後変更されることがあり得ます。

### 3. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣： 意見なし

経済産業大臣： 航空事業は、国民生活や経済活動の基盤をなすものであり、日本航空の事業継続に支障が生じるような事態にならないよう、また、事業再生に当たっては、取引先企業に影響がないように引き続き十分に配慮されたい。

厚生労働大臣： 異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するに当たっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。

### 4. 金融支援額

本件は、機構手続と会社更生手続を併用したスキームであるため、債権者である関係金融機関等の負担額（債権の簿価－更生計画に基づく権利変更後の債権額）は、会社更生手続において確定することとなります（現時点では確定できません）。

### 5. 一般の債権の取扱い

対象事業者らの商取引債権・リース債権については、通常どおりのお支払いが行われております。その他一般の債権（関係金融機関等が保有し、買取決定の対象となった債権以外の債権）については、今後、会社更生手続に従って取り扱われることとなります。

以 上